

介護保険 軽度者福祉用具貸与確認書

確認申出日	年 月 日	
ケアマネージャー	事業所	
	氏名	
対 象 者	被保険者番号	
	住 所	飛騨市
	氏 名	
	介護認定	要支援1・2 要介護1 申請中(申請日 年 月 日) (自動排泄処理装置の場合 要支援1・2 要介護1・2・3) (年 月 日 ~ 年 月 日)
福 祉 用 具	品 目	①特殊寝台及び付属品 ②床ずれ防止用具及び体位変換器 ③移動用リフト ④認知症老人徘徊探知機 ⑤自動排泄処理装置
	メーカー・品名 (未定の場合記入不要)	
	貸与事業者 (未定の場合記入不要)	
理 由	疾病名及び身体 の状況、福祉用具 が必要な理由等	
医 師 の 意 見	病院・医師名	
	医学的な所見 i～iiiの該当するものに○をする	i (状態の変化) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 ii (急性増悪) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 iii (医師禁忌) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
サービス担当者会議等	医師の意見の根拠 ①、②のいずれかに○をする	① 主治医意見書による確認 ② 医師の診断書又は介護支援専門員が聴取した居宅介護サービス計画書に記載する医師の所見(写しを添付)
保険者確認意見		
福祉用具貸与において、例外給付の対象とすべき事案であることを確認しました。 年 月 日 飛騨市市民福祉部地域包括ケア課		
㊞		

告示で定める福祉用具が必要な状態（抜粋）

対象外品目	状態像	基本調査の結果
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ちあがり困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

福祉用具が必要となる事例

福祉用具が必要な状態	福祉用具	事例内容
i 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台及び付属品 床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト 	<ol style="list-style-type: none"> パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって福祉用具が必要な状態となる。
ii 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台及び付属品 床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト 	<ol style="list-style-type: none"> 末期がんで、認定調査時はなんとか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
iii 医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> 特殊寝台及び付属品 	<ol style="list-style-type: none"> 重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 重度の心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 床ずれ防止用具、体位変換器 	<ol style="list-style-type: none"> 脊椎損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 移動用リフト 	<ol style="list-style-type: none"> 人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち坐りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※上記、疾病名はその状態に該当する可能性を例示したにすぎない。他の疾患においても同様の状態であると判断される場合もあり得る。